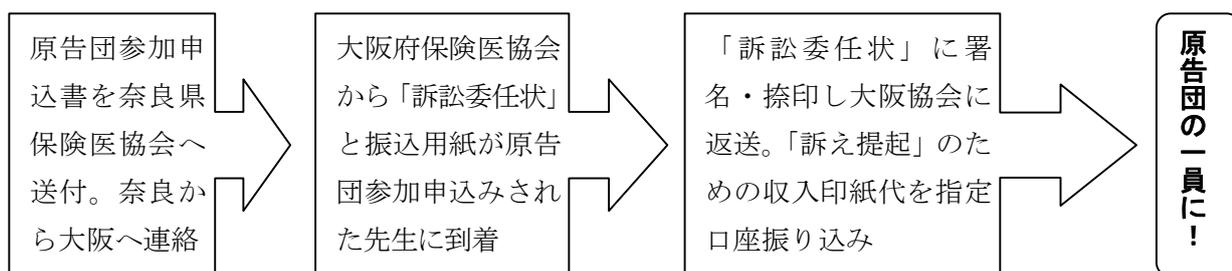


レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟 原告団の募集要領

(奈良県保険医協会扱い分)

- 応募資格** オンライン請求義務化が持つ様々な問題点に不満や危機感を持つ保険医
- 訴訟形態** 実質的当事者訴訟（行政事件訴訟法第4条を根拠）
- 裁判所** 大阪地方裁判所
- 請求の趣旨** 「原告らが保険医療機関として療養の給付の費用を請求するについて、電子情報処理組織（オンライン）を用いた費用の請求を行う義務の無いことを確認する」
- 費用負担** 「訴えの提起」のため収入印紙代など13,000円が必要。
（「訴えの提起」とは、訴状を管轄の裁判所に提起して訴えることをいう）
- 申込方法** 同封の原告団参加申込書にご記入いただき、**Fax.0742-34-9644**（奈良県保険医協会あて）にてご返送ください。奈良県保険医協会から大阪府保険医協会へ連絡し、申込書をいただいた先生宛に、再度、「訴訟委任状」と「訴えの提起」のための収入印紙代の振込用紙（または「引き取り葉書」）を大阪府保険医協会よりお送りします。「訴訟委任状」に署名・捺印をしてお返しください、収入印紙代をご入金いただいて申込手続きが完了となります。
- 募集期限** 5月29日(金)

原告申込手続の流れ



※ お問い合わせ、お申し込み先 -----

奈良県保険医協会

電話 0742-33-2553 FAX. 0742-34-9644

〒630-8013 奈良市三条大路2-1-10 担当事務局 竹島

大阪府保険医協会 …訴訟原告団事務局は大阪協会におかれます

電話 06-6568-7721 FAX. 06-6568-2389

〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 担当事務局 原、尾内、杉嶋 各氏

レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟 Q & A

Q 1 なぜ、訴訟をするのですか？

A 1 大阪府保険医協会では、2007 年から「保険医の仲間を一人も廃業させない」との立場で反対の取り組みを進め、反対署名を集め厚生労働大臣への要請行動などを続けてきました。しかし現状では政府はオンライン請求の義務化を撤回していません。そこで一つの手段として、1 月 21 日に横浜地裁に提訴した神奈川県保険医協会の取り組みに続き、大阪でも訴訟を起こすことにしました。

Q 2 どのような組み立てで裁判を起こすのですか？

A 2 今回のレセプトオンライン請求義務化の根拠は 2006 年 4 月 10 日に公布された厚生労働省令 111 号です。いわゆる請求省令と言われるものですが、健康保険法や国民健康保険法から事務的な請求方法について委任された省令です。しかし、省令 111 号は事務的な請求方法に止まらず、開業保険医に大きな影響を与えるものとなっており、健康保険法等が委任する範囲を超えた省令だといわざるを得ません。そこで、行政事件訴訟法第 4 条にある「当事者訴訟」としてすすめることにしています。この当事者訴訟は、これまでの行政事件訴訟法の中では救済範囲が狭かったものを補うものとして 2004 年の法改正で新たに組み入れられたものです。この当事者訴訟の形態を利用し「オンライン方式による請求を行う義務の無いことを確認する訴訟」という組み立てとします。

Q 3 オンライン請求を現に行っている保険医も原告になることができますか？

A 3 できます。今回の裁判では、すべての保険医が原告になれるように組み立てています。オンラインによる請求は、紙請求と比較して情報漏洩の広がり方が大きく違います。オンライン請求の場合、万が一、情報漏洩した場合、回収することは不可能です。その意味では、オンライン請求を行っている保険医も大きなリスクを背負う事になる訳です。ですから、本当はオンライン請求をしたくないのだけれど省令に従ってオンライン請求をしているということであれば是非、原告団に参加してください。

Q 4 原告になるには、費用がかかりますか？

A 4 今回の裁判は、当事者訴訟という訴訟形態をとり、それぞれの原告の訴えについて確認することになるため、「訴えの提起」の費用として原告一人につき、収入印紙代（1 万 3 千円程度）がかかります。ご負担いただくのは大変かと思いますが、保険医の仲間を守るための闘いとしてご理解をお願いいたします。「訴訟の提起」以外の費用（例えば弁護士費用など）については保険医協会が負担します。

Q 5 原告になると法廷に行かなければなりませんか？

A 5 基本的に法廷やマスコミへの対応は、保険医協会の役員が行いますので、必ずしも出廷しなければならないものではありません。もし、尋問等が必要になった場合でも、役員が対応します。ただ、ご都合がつくのであれば、ぜひ裁判の傍聴に参加していただければと思います。

Q 6 原告団に参加したいが、名前は公表したくない場合はどうなるのですか？

A 6 匿名でも原告団に参加できます。その場合、原告番号〇番のような呼ばれ方になります。

Q 7 なぜ、横浜だけでなく大阪でも裁判をするのですか？

A 7 行政裁判の場合、裁判所（裁判官）によって判断が大きく異なることも予想されます。横浜だけでなく各地で提訴して多くの原告団を組織し、マスコミにもアピールし世論に訴えていくことで公正な判決を引き出すことをめざし、大阪でも地裁への提訴を決めました。裁判の中でオンライン請求の問題点を明らかにしていきます。オンライン請求義務化が、国民全体に大きな影響を与える問題であることが明らかになれば、世論が後押ししてくれるでしょう。多くの保険医の原告団参加を呼びかけます。